

とちぎ結婚支援センターがオープンしました！

岡町民会館 ☎028(677)0009

「とちぎ未来クラブ」では、結婚支援の総合窓口となる「とちぎ結婚支援センター」を開設しました。



ここから始まる恋と結婚！
自分にピッタリな相手、見つけよう！



VERY GOODな出会いを
オールとちぎで安心サポート。

とちぎ結婚支援センターは、結婚を誠実に希望する独身男女のポジティブな婚活につながるよう、新たな出会いの機会を提供していきます。

- 1対1の出会いをサポートする会員登録制のマッチングシステム
- 入会登録料は、10,000円(登録期間は2年間)
- いつでも気軽に結婚相談受付

※とちぎ結婚支援センター HPより引用

とちぎ結婚支援センター <http://www.msc-tochigi.jp/>

- ◆住所 宇都宮市大通り2-1-5明治安田生命宇都宮大通りビル6階
- ◆開設時間 平日11:00~20:00 / 土・日・祝9:00~18:00
- ◆連絡先 TEL:028-688-0880 FAX:028-688-0881
E-mail:msc-tochigi@athena.ocn.ne.jp



とちぎ結婚支援センター
ホームページQRコード

芳賀町ではとちぎ結婚支援センター登録料を助成します

町民の結婚支援を図るため、とちぎ結婚支援センターの登録料10,000円(2年間有効)の2分の1を助成します。

とちぎ結婚支援センターに会員登録した人で、助成の申請時に

- ①芳賀町民であること
 - ②結婚後も継続して芳賀町に居住することを希望すること
- 両方の条件に該当する人に助成します。年齢、性別を問いません。また、とちぎ結婚支援センター入会登録料の領収書の写し等が必要です。詳しくは町ホームページを参照していただくか、町生涯学習課にお問合せください。



生涯学習課では、他にも婚活イベントや経験豊富な相談員さんによる結婚相談会などさまざまな結婚支援を行っています。お気軽にお問い合わせください。

※とちぎ未来クラブ <https://www.tochigi-mirai.jp/>

県民総ぐるみの子育てを支援し、家庭を築き安心して子供を産み育てる事ができる環境づくりを推進している組織です。県や市町、さらに栃木県内の様々な団体によって構成されています。(とちぎ未来クラブ会長は栃木県知事です)



平成
29年度
から

後期高齢者医療保険料の 軽減率が変わりました

岡栃木県後期高齢者医療広域連合 ☎028(627)6805

全ての方が安心して医療を受けられる社会を維持するために、高齢者と若者の間での世代間の公平性が図られるよう、負担能力に応じたご負担をいただく必要があります。

そのため、平成29年4月から、75歳以上の皆さんの保険料の軽減率が変わりました。皆さんのご理解をお願いします。

75歳以上の人の
保険料は、

①年収に応じて納めていただく部分(所得割額)

と ②全員に納めていただく定額部分(均等割額)

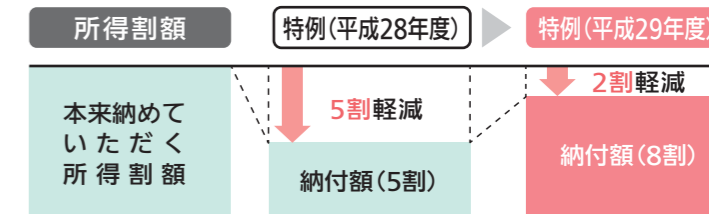
があります。

①所得割額 基礎控除(33万円) 後の総所得額等 × 所得割率8.54%	+	②均等割額 43,200円 全ての人にご負担 いただきます。	=	年間保険料額 上限57万円 (100円未満切り捨て)
--	---	---	---	----------------------------------

1 所得割の額が変わる人

平成28年度までの所得割額は、特例的に5割軽減されていましたが、平成29年度は2割軽減になります。
(均等割の定額部分は変わりません)

年収約153万円～約211万円の人



2 均等割の額が変わる人

① 均等割額の軽減

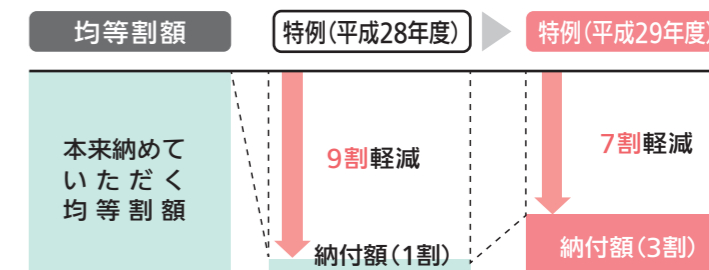
世帯(被保険者全員と世帯主)の合計所得が右の表のとおり基準を超えない場合は、均等割額が軽減されます。なお、65歳以上の公的年金受給者は、年金所得から15万円を控除した額で判定します。

9割軽減	[基礎控除額(33万円)]を超えない世帯で、被保険者全員が年金収入80万円以下の世帯(その他の各種所得がない場合)
8.5割軽減	[基礎控除額(33万円)]を超えない世帯
5割軽減	[基礎控除額(33万円)+27万円×被保険者数]を超えない世帯 (平成28年度は26.5万円)
2割軽減	[基礎控除額(33万円)+49万円×被保険者数]を超えない世帯 (平成28年度は48万円)

② 元被扶養者の人

平成28年度までの均等割額は、特例的に9割軽減されていましたが、平成29年度は7割軽減になります。

※ただし、元被扶養者であっても、世帯の所得が低い人は、均等割額の軽減(9割軽減、8.5割軽減)が受けられます。



元被扶養者とは 75歳になる前日に、ご家族の会社の健康保険などで被扶養者だった人